

令和4年2月

かずさ水道広域連合企業団議会
定例会会議録

かずさ水道広域連合企業団

令和4年2月
かずさ水道広域連合企業団議会定例会会議録

○招集年月日 令和4年2月15日
○招集の場所 かずさ水道広域連合企業団議場
○開会の日時 令和4年2月15日 午後2時00分
○閉会の日時 令和4年2月15日 午後4時01分
○出席議員

1番	村田 稔 君	2番	佐藤 麗子 君
3番	笹生 猛 君	4番	佐久間 勇 君
5番	石井 志郎 君	6番	石上 墨 君
7番	小倉 靖幸 君	8番	橋本 礼子 君
9番	竹内 伸江 君	10番	座親 政彦 君
11番	近藤 忍 君	12番	芥藤 高根 君
13番	吉本 充 君		

○出席説明者

広域連合企業長	渡辺 芳邦 君	副広域連合企業長	高橋 恭市 君
事務局 長	松上 晴彦 君	技師 長	大野木 英司 君
総務企画課長	鈴木 光教 君	参事(業務課長)	花澤 吉敬 君
経理課 長	大海 眞美 君	工務1課 長	吉岡 保彦 君
工務2課 長	高木 勝義 君	浄水1課 長	鮎川 正弘 君
浄水2課 長	鈴木 良彦 君	事業計画室長	林 豊 君
総務企画課副課長	増田 政弘 君	工務1課副課長	加藤 正志 君
工務2課副技監	星野 誠 君	工務2課副課長	藤村 浩隆 君
浄水1課副課長	齊藤 新一 君	浄水2課副課長	松井 紀裕 君
業務課 班長	内田 豊 君		

監査委員 多田 賢 君

○出席事務局職員

議会事務局員 田口 貴之 町田 菜々子 高濱 純平

○議事日程

日程第1 議席の指定
日程第2 会期の決定
日程第3 会議録署名議員の指名
日程第4 議案の上程

議案第1号 令和3年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算
(第2号)

議案第2号 令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算

議案第3号 水道料金等債権の放棄について

日 程 第 5 広域連合企業長の提案理由説明

日 程 第 6 議 案 審 議

○議事日程に付した事件 議事日程のとおり

~~~~~

## 開 会

(令和4年 2月15日 午後2時00分)

**議長(佐藤麗子君)** これより令和4年2月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を開会いたします。本日の出席議員は13名でございます。定足数に達しております。議事日程について申し上げます。これからの議事は、皆様のお手元に配付しております日程表に基づいて、進行させていただきます。

なお、本会議での発言は感染症対策のため、すべて着座をお願いいたします。

また、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合企業長、副広域連合企業長及び事務局長ほか事務局職員の出席を求めましたので、御了承願います。

なお、本日の事務局出席者については、座席表をお手元に配付してございますので、御参照ください。

~~~~~

諸 般 の 報 告

議長(佐藤麗子君) 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第199条の規定による定期監査及び地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に写しを配付しておきましたので、御了承願います。

諸般の報告は以上であります。

~~~~~

## 議 席 の 指 定

**議長(佐藤麗子君)** これより日程に入ります。日程第1、議席の指定を行います。

議席は、ただ今、御着席の氏名標のとおり指定いたします。

~~~~~

会 期 の 決 定

議長(佐藤麗子君) 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日一日限りとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤麗子君) 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

.....

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

議長(佐藤麗子君) 日程第3、会議録署名議員の指名をいたします。

本件につきましては、かずさ水道広域連合企業団議会会議規則第97条の規定により、議長において指名をいたします。

会議録署名議員に議席番号9番竹内伸江君、議席番号13番吉本充君を指名いたします。

.....

広 域 連 合 企 業 長 あ い さ つ

議長(佐藤麗子君) 次に、広域連合企業長から招集のあいさつがあります。

広域連合企業長(渡辺芳邦君) 本日、ここに、かずさ水道広域連合企業団令和4年2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、新型コロナウイルス感染症が新たな段階を迎え、その対応をはじめとする諸事御多用の中、出席を賜り誠にありがとうございます。

当広域連合企業団は、平成31年1月21日に設立され、3年が経過いたしました。その間、いくつもの厳しい場面を経験いたしました。多くの方々に支えられながら、市域を超えた組織力で乗り越え、今日を迎えることが出来ました。設備の老朽化は、残念ながら統合前の想像を超える進み方をしており、特に、漏水については、日々対応に取り組んでおりますが、解消に至るには今後も多くの努力を重ねる必要がございます。この他にも課題は多くございますが、統合広域化基本計画が目指す住民の皆様将来にわたって安心いただける水道事業体となるべく、取り組んでまいりますので皆様にも御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日、上程した議案は3件でございます。詳細は、後ほど説明いたしますが、十分なる御審議をいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い致します。

.....

議 案 の 上 程

議長（佐藤麗子君） 日程第4、議案の上程を行います。議案第1号から議案第3号までを一括上程いたします。議案はお手元に配付いたしましたとおりです。

.....

広域連合企業長の提案理由説明

議長（佐藤麗子君） 日程第5、広域連合企業長に提案理由の説明を求めます。

広域連合企業長（渡辺芳邦君） はい、議長。

議長（佐藤麗子君） 広域連合企業長渡辺芳邦君。

広域連合企業長（渡辺芳邦君） はい、それでは、本日提案いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。今議会に提出いたしました議案は3件でございます。

内容といたしましては、令和3年度水道事業会計補正予算第2号として、非常用自家発電機の整備に係る国・県の補助金及び出資金、給水収益の増加に伴う受水費の増などについて令和3年度予算を補正しようとするもの、令和4年度水道事業会計当初予算として、統合広域化基本計画に掲げる施設整備水準の改善と災害対策を推進し、計画的・効率的な事業運営に配慮した令和4年度予算について議会の議決を得ようとするもの、水道料金等に係る債権放棄について議会の議決を得ようとするものでございます。

以上が、本日の議案の概要でございますが、詳細につきましては、事務担当者が説明いたしますのでよろしく御審議くださるようお願いいたします。

.....

議案審議

議長（佐藤麗子君） 日程第6、議案審議を行います。

議案第1号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

事務局長（松上晴彦君） はい。

議長（佐藤麗子君） はい。事務局長松上晴彦君。

事務局長（松上晴彦君） それでは、議案第1号「令和3年度 かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第2号）」につきましての、補足説明を申し上げます。

議案書の別冊「令和3年度 かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第2号）」と書かれた資料の1ページをお開き願います。

今回の補正予算案は、国庫補助金、地方公営企業繰出金、その他の所要額についての予算額を補正しようとするものでございます。

まず第1章水道事業でございます。第1条は「総則」で、第2条が「収益的収入及び支出」の補正でございます。

収入では、第1款水道事業収益を5,000万円増額し、108億1,645万3,000円に補正しようとするものです。これは、袖ヶ浦地域の人口増加による給水料金収入の増額でございます。

支出では、第1款水道事業費用を4,444万3,000円増額し、101億9,209万2,000円に補正しようとするものでございます。

内容といたしましては、袖ヶ浦市域の給水量の増加に伴う水道用水供給事業からの受水費の増額1,300万円と、昨年末に角山配水場内の600ミリ管の接合部が老朽化により破損をいたしました、このとき生じた漏水対応経費ということで2,600万円、営業費用合計3,900万円を増額するというものでございます。

また、これらの変動に伴って、営業外費用の納付消費税を544万3,000円増額するものでございます。

第3条です。「資本的収入及び支出」の補正でございます。

収入では、第1款資本的収入を3,322万2,000円増額し、47億4,892万9,000円に補正しようとするものでございます。

内容といたしましては、国及び県の補助金を申請いたしました君津市域の小糸浄水場、藤林送水ポンプ場、鎌滝浄水場、小糸6号井、富津市域の竹岡増圧ポンプ場、それから竹岡加圧ポンプ場、袖ヶ浦市域の林加圧場の非常用自家発電設備工事につきまして、すべて交付決定を頂戴することができました。この決定は、当初予算案の編成後であったということで、今回補正をするというものでございます。

その内訳ですが、施工箇所の君津市、富津市、袖ヶ浦市からお受けする出資金186万8,000円の増額と国庫補助金2,362万4,000円の増額、県補助金773万円の増額でございます。

支出では、第1款資本的支出を242万6,000円増額し、79億6,317万9,000円に補正しようとするものでございます。

これは、君津市域、袖ヶ浦市域の人件費が不足をいたしましたので増額の補正をしようとするものでございます。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対しまして32億1,425万円の不足となります。この分につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補てんをするものといたします。

2ページを御覧ください。

第4条は「債務負担行為」の追加でございます。施工時期の平準化を図ることなどを目的に、木更津市域、君津市域及び袖ヶ浦市域の配水管工事に係る事業4件を新たに設定しようとするものでございます。

第5条は「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」を補正するもので、職員給与費を242万6,000円増額するものでございます。

第6条です。「他会計からの補助金等」の補正でございます。非常用自家発電設備の整備について、出資金を太字のとおり補正しようとするものでございます。

次に3ページを御覧ください。

第2章水道用水供給事業でございます。第1条は「総則」、第2条が「債務負担行為」の補正でございます。追加1件、変更1件でございます。追加する1件は、令和5年度中の完成を目指し早期着手を図るために債務負担を設定して年度内発注をしようとするものでございます。変更する1件は、当初、工事を昨年11月から開始する計画としておりましたが、入札不調が2回ありました。そのため、工期を令和4年4月から令和5年3月までといたしまして、工事の内容も一部見直しを行い、限度額を5,700万円増額しようとするものでございます。

以下、補正予算案の補足資料といたしまして「補正予算に関する説明書」を添付しております。

9ページをお開きください。

はじめに、第1章水道事業でございます。「補正予算（第2号）実施計画」では、予算科目の款・項・目の金額を記載しております。

11ページをお開き願います。

令和3年度の「予定キャッシュ・フロー計算書」でございます。期末時点での資金残高が表の一番右の下に68億9,701万8,000円と予定をさせて頂いております。令和2年度決算額を反映させました結果、当初予算で計上した額よりも増える見込みとなっております。

なお、その他の説明資料でございますが、12ページから15ページが「給与費明細書」でございます。16ページが「債務負担行為に関する調書」、17ページから18ページが令和3年度末時点の「予定貸借対照表」、19ページから21ページが「注記」といたしまして、今回の財務諸表などの作成の際に適用をいたしました会計処理の基準などを掲載させていただいております。

次に第2章水道用水供給事業ですが、25ページに「債務負担行為に関する調書」を付けております。

また、29ページから31ページは「参考資料」といたしまして、補正予算案を反映させた水道事業の市域毎の状況とそれぞれの補正額を付けております。説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長(佐藤麗子君) 補足説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

議員(近藤 忍君) はい。

議長(佐藤麗子君) 近藤議員。

議員(近藤 忍君) はい。着座で質問させていただきます。

今回、同意を受けた自家発電設備関係なんですけれども、国庫補助または県の補助金対象ということですが、今回その対象が多分7件だと思いますが、その総額とかってというのは、まだ皆さん資料等でお示しいただいてないですよ。では最初に総額でいくらの工事になるかお示してください。

総務企画課長(鈴木光教君) はい、議長。

議長(佐藤麗子君) 総務企画課長鈴木君。

総務企画課長(鈴木光教君) はい。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

総事業費につきましてですけれども、こちら7件につきまして、総事業費は1億9,204万9,000円となっております。以上でございます。

議員(近藤 忍君) はい。議長。

議長(佐藤麗子君) 近藤議員。

議員(近藤 忍君) 1億9,200万円の工事に対しまして国・県補助が3,135万4,000円ということで、補助率が16.3%。補助対象ではない部分があるかとは思いますが、83.7%が地元の負担ということになるかと思うんですが、この中での出資金とあと自己資金の分配というはどういう形になっているか、教えていただければと思います。

総務企画課長(鈴木光教君) はい、議長。

議長(佐藤麗子君) 鈴木総務企画課長。

総務企画課長(鈴木光教君) ただ今出資金と自己資金の分配、計算の仕方ということでよろしいでしょうか。

こちらなんですけれども、先ほど申しあげました総事業費1億9,200万円、約になりますが1億9,200万円に対しまして、こちらですけれども、そこから国庫補助額を引いてまいります。国庫補助額を引いてまいりまして、それに対する半分が出資金となります。その残りが自己財源となっております。以上でございます。

議員(近藤 忍君) はい。

議長(佐藤麗子君) 近藤議員。

議員(近藤 忍君) 半分が出資金ということであれば、先ほど1億9,000万から3,000万を引いて、1億6,000万くらい残ったとすると、8,000万くらい今回出資金の増額補正が行われるのが適当なところかなと思いますけれども、出資金の増額が国庫補助金に対して多くなる。また、行政負担割合でみると富津は確かに増えているんですが、今回対象事

業になっている君津・袖ヶ浦では出資金の総額が減っているという状況がありまして、そもそも出資金は広域事業に対する出資ということで、非常用災害発電に対する出資金が今まで考えられていなかったと思うんですよ。今回それが加わってきたんで、出資金が増えるというのであれば分かるんですが、富津区域のみが増え、君津・袖ヶ浦が減っているというのがちょっと理解できない部分があるんですが、そのあたりの御説明をお願いしたいと思います。

総務企画課長(鈴木光教君) はい、議長。

議長(佐藤麗子君) 鈴木総務企画課長。

総務企画課長(鈴木光教君) ただ今の御質問ですけれども、君津市域と袖ヶ浦市域が減っております。富津市域だけ増になっている、この差ということでよろしいでしょうか。

こちらにつきましては工事費から補助金を引いて、総事業費から補助金を引きまして2分の1が出資金という形になっておりますので、これにつきましては、補助金が増えてくれば出資金は減るような形になるのが通常だと思われまして。そこで今回富津市域の方が増加しております。こちらにつきましては、当初の工事費が、対象の工事費が当初より増えておりますので、補助金も増えておりますが出資金も増えているような状況でございます。

議員(近藤 忍君) はい。

議長(佐藤麗子君) 近藤議員。

議員(近藤 忍君) そうすると確認ですが、この非常用発電については半分を出資金でやるという、当初予算の確認ですが、半分を出資金でやるという基で計算しておいて、国庫補助が付いた分だけ出資金が減になったと。だから、そういう意味で言うと、当初の出資計画よりも、当初の出資計画では非常用発電がないんで、本来はそれから比べると一時的に増えてると思うんですが、これを1回増の改定をやって、で、今回はそれから減になったというような予算の流れであったのかなと、ちょっとこれ確認したいと思うんですが、これで理解間違いはないでしょうか。

総務企画課長(鈴木光教君) はい、議長。

議長(佐藤麗子君) 鈴木総務企画課長。

総務企画課長(鈴木光教君) ただ今のお話ですけれども、当初予算の作成時ですけれども、こちらにつきましては、非常用自家発電設備の補助金というものはまだ決まっておらなかったんで予算計上はしておりませんでした。そのあとに遅れて3月くらいになりまして、そういうものの通知が来まして補助金を申請していくような形となりましたので、それにつきましては、今回の補正におきまして補助金を新たに付けさせていただきますと、それと、また出資金につきましても増えた分について付け加えさせていただいた形でございます。

議員(近藤 忍君) はい。

議長(佐藤麗子君) 近藤議員。

議員(近藤 忍君) 質問は、国庫と県補助は今回付いたことは分かるんですが、当初の段階でこの7件の工事は、半分出資金で半分自己財源で行おうとしておいて、その出資金というのは当初の統合基本計画にあった出資金以外の出資金ということで始めた事業ということで間違いなかったのかという質問です。

総務企画課長(鈴木光教君) はい、議長。

議長(佐藤麗子君) 鈴木総務企画課長。

総務企画課長(鈴木光教君) はい、その通りでございます、当初の基本計画の中にはこちらの自家発の出資金等は入ってございません。

議員(近藤 忍君) はい。

議長(佐藤麗子君) 近藤議員。

議員(近藤 忍君) 長くなりましたので最後にしますが、これで今回の7件で四市の非常用発電がとても終わったとは思わないですよ。令和元年台風で停電になっていろいろあったので、できる限り持たせようということだと、これについての全体計画を立てて、どれくらいその追加が必要になるのか、各市の出資がどれだけ増えるのか。また国庫とか県とかが、今後も引き続き支出してくれるのかどうなのか、今回一時的なものなのか長期的なものなのか分かりませんが、この災害対応についての追加になった部分の全体像というのは、ある程度計算、検討がされて見えてきているということによろしいでしょうか。今回は単年度分の補正ですけども、全体の見えた中での今回という形なのか、その辺御説明いただければと思います。

事業計画室室長(林 豊君) はい、議長。

議長(佐藤麗子君) 林事業計画室室長。

事業計画室室長(林 豊君) 全体計画について事業計画室からお答えします。非常用発電機設備の新規設置については統合広域化基本計画には見込んでいなかったことから、統合前の各市水道部で計画していたものなどを基に100戸以上の断水回避を目標とし、主要な施設に設置することを考えています。市域毎における今後の設置見込みですが、すべての設置が完了する順で、富津市は令和3年度の設置工事により給水区域約98%の長期断水を、袖ヶ浦市は令和4年度・5年度に2つの施設に設置して給水区域約98%の長期断水を、君津市は令和4年度以降10年度までに12の施設に設置して給水区域約95%の長期断水を回避できるものと考えております。全体的な計画の流れはそういったことを考えております。説明は以上になります。

議員(近藤 忍君) はい。

議長(佐藤麗子君) 近藤議員。

議員(近藤 忍君) 今お聞きしました中、いつも毎議会ごとにというところなんですけど、多分その中でも自己資本の部分とかが、今後の水道料金の計算に大きな影響を及ぼしてくる部分であるというふうに考えております。ですから、その辺も年度としては示していただきましたけれども、全体額はどれくらいになり、また、各市の出資もそれによって当初の出資より大分増えてくる、多分君津なんかは大分増えてくると思うんで、そのあたりはもう明確にそろそろしていただきたいなというところがありますので、まだ確定していないでしょうからよろしいんですが、急ぎ取りまとめていただきますようよろしく願いいたします。私からは以上です。

議長(佐藤麗子君) 他に質疑はございますか。

議員(座親政彦君) はい。

議長(佐藤麗子君) 座親議員。

議員(座親政彦君) はい。今の近藤議員との質問と関連があるんですけども、補正資料と書いたこのインデックスが貼ってある4ページものの資料の2ページの下段のところ、今質問のありました非常用自家発電設備の整備に係る国・県補助の補助金の補正と構成団体からの出資金を補正する。その下に、その他に、業務の増加に伴い人件費に不足が見込まれるので補正をするというふうには書いてありますけれども、ちょっと細かい話で恐縮なんですけど、この増加する業務の具体的な内容と補正金額について、もしこの資料のここに書いてあるということであれば教えていただければと思います。

総務企画課長(鈴木光教君) はい、議長。

議長(佐藤麗子君) 鈴木総務企画課長。

総務企画課長(鈴木光教君) はい。ただ今の人件費の補正についてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、こちらの資料内に記載はございませんので、御説明させていただきます。水道事業の資本的支出に係ります人件費、こちらの補正についてでございますけれども、こちらは君津市セグメント及び袖ヶ浦市セグメントの時間外勤務手当の増額によるものでございます。

増額となりました要因ですけれども、こちらは当初予算の編成時に予定していた業務量を超える工事等が発生したことによるものでございます。その主な業務内容といたしましては、開発事業者が行う特設配水管の布設工事が当初予算算定時には申請件数を5件程度と想定しておりましたところ、2倍の10件となり、これに伴います申請書の審査それから現地立ち合い等の業務が増加したこと、また、12月29日に袖ヶ浦市角山配水場で発生いたしました漏水事故も想定外のことで、その復旧作業の応援に4名職員が入っております。

その他にも、市の道路所管課からの依頼により市道の改修に伴います緊急工事2件を急遽発注することになったこと、また、当初予定しておりました昼間の工事、こちらが警察との協議によりまして、夜間工事に変更となりまして夜間の施工立ち合いが必要になったことなどによるものでございます。補正いたします金額でございますけれども、こちらは君津市セグメントで189万9,000円、袖ヶ浦市セグメントで52万7,000円、合計242万6,000円となっております。以上でございます。

議員(座親政彦君) はい。

議長(佐藤麗子君) 座親議員。

議員(座親政彦君) はい。分かりました。同じこの補正資料の今度3ページのところに、債務負担行為のところで一番下のところに大寺浄水場の排水処理棟の耐震補強に係る経費でございますが、昨年の11月からの工期が、入札が2回不調となったということで、伸ばすということと工事内容一部追加というふうに書いておりますけれども、この不調となった要因とそれから追加する工事の内容について教えていただければと思います。

工務1課長(吉岡保彦君) はい、議長。

議長(佐藤麗子君) 吉岡工務1課長。

工務1課長(吉岡保彦君) はい、私からお答えさせていただきます。本工事は第4次施設整備計画に基づき、2カ年にわたり施設耐震化及び機械設備修繕等を施工するもので、制限付き一般競争入札にて執行しました。令和3年10月に実施した1回目の入札では1者が応札したものの予定価格超過となりました。この結果を受け、設計書を精査した上で施工条件等の内容を見直し、令和3年12月に実施した2回目の入札では2者が応札しましたが、2者とも最低制限価格を下回りました。本工事は債務負担行為を設定しており、2回の入札不調により工事着手が遅れることで2カ年の工事費配分が変わり、当初予算の令和4年度債務負担行為限度額が超過することから、令和3年度中の入札執行が困難となりました。第4次施設整備計画に基づき事業を進捗させるため、本工事は令和4年度中の工事完成を目指しており、工事期間に12カ月を要することから令和3年度中に契約を締結し令和4年4月に工事を着手する必要があります。このことから、補正予算にて債務負担行為限度額を1億1,200万円から1億6,900万円に増額変更しようとするものです。

なお、補正予算が議会承認された場合に今年度執行する設計書の内容は、別途発注予定工事であった排水処理棟の屋上防水や新管理本館の屋上手摺設置等の工事を追加し積算しています。以上でございます。

議員(座親政彦君) ありがとうございます。

議長(佐藤麗子君) 他に質疑はございませんか。

議員(石上 壘君) はい。

議長(佐藤麗子君) 石上議員。

議員(石上 壘君) はい。石上です。よろしくお願ひいたします。この補正の内容にちょっと適しているかどうかわからないんですけど、今年度事業というところで、1月の報道で水道管の塗料の問題というのが発生いたしました。皆さん御承知のとおりであるかと思うんですが、各自治体で水道工事が停止したというところがあったんですけど、当企業団での事業におけるこれの影響があったのかどうかというところを、まず、お聞きしたいと思います。

工務1課長(吉岡保彦君) はい、議長。

議長(佐藤麗子君) 吉岡工務1課長。

工務1課長(吉岡保彦君) 私の方からは今回の事案について、当企業団の対応を御説明させていただきます。

報道された内容によれば、当広域連合企業団をはじめ全国的に広く利用しているダクティル鑄鉄管に使用されている塗料について、塗料メーカーである神東塗料株式会社が平成13年11月に公益社団法人日本水道協会規格、これ、いわゆるJWWA規格というものですが、そちらの認証を不正に取得した疑いがあるというものであり、日本水道協会ホームページによると不適切な行為の内容は次の2点でございます。

1点目としまして、水道用ダクティル鑄鉄管合成樹脂塗料の規格取得時に同規格で規定されている試験条件と異なる条件で得られた試験結果により認証を取得したということ。2点目、規格認証品の中に同規格で規定された原料以外の原料が使用されていたことがあるということでございます。このことから水道メーカーは製品の安全性が確認されるまでの間、神東塗料株式会社の塗料を使用しているダクティル鑄鉄管の全製品の出荷を停止した、ということが事案でございます。

次に当広域連合企業団では令和4年1月12日に厚生労働省から神東塗料株式会社の不適切行為による日本水道協会品質認証取得事案について情報提供がございまして、1月14日から対象となる製品の安全性が確認されるまでダクティル鑄鉄管等を使用する配管工事を一時見合わせることにいたしました。ただし、緊急性を要する漏水修繕工事等については、厚生労働省から災害等による水道施設の復旧にあたってはこれまでと同様に迅速に作業を進め断水の早期解消に努めていただきたい、と通知があったことから対象から外すことにいたしました。

また、施工中の工事については、工事案件ごとに使用するダクティル鑄鉄管等の安全が確認された場合、受注者及び発注者の双方協議の上、工事を再開することといたしました。1月12日に日本水道協会から神東塗料株式会社が製造した不適切に関わる対象製品、これは塗料の種類ですが、こちらが公表され、その後、1月14日から17日にかけて安全が確認された対象製品について随時公表され、一部の製品の出荷自粛が取り下げられました。

さらに、1月18日に株式会社クボタ、株式会社栗本鐵工所、日本鑄鉄管株式会社の3社の主要の水道メーカーが、ソフトシール仕切弁3種類を除くすべての製品について、問題ないことが確認できたことから出荷を再開することとなり、また同日、日本水道協会からダクティル鑄鉄管等の水道用資材の出荷自粛リストが公表されました。これらのことから当広域連合企業団の配管工事において支障となるダクティル鑄鉄管等の水道用資材がほとんどないことが確認できましたので令和4年1月20日から工事を再開することといたしました。こちらが当広域連合企業団の対応でございます。

工務2課長(高木勝義君) はい、議長。

議長(佐藤麗子君) 高木工務2課長。

工務2課長(高木勝義君) はい、影響を受けた工事について御説明いたします。私どもの水道事業の方でダクタイル鋳鉄管をメインとする工事、ダクタイル鋳鉄管を布設中の工事6件で工事を一時見合わせとすることとなりました。また、水道配水用ポリエチレン管をメインとする工事においても、対象資材を使用する工事については再開の目途はたっていない状況にありましたが、先ほど吉岡の方から説明がありましたとおり、1月18日付け日本水道協会の第5報で出荷自粛リストが公表されたことを受け、出荷されない製品が限られたことから、当企業団は1月19日付けで翌20日より全面的に工事再開について通知をしたところでございます。

ただし、君津市域1件、袖ヶ浦市域1件の管工事において代替えとなる資材の入荷が遅れるという理由から、繰越となる可能性が今出ております。

なお、厚生労働省より今回の件についての繰越手続きについては適宜行うよう連絡が入っておりまして、受注者の責めによらない工期延長による繰越となることになり、受注者へのペナルティはございません。以上でございます。

議員(石上 壘君) はい。

議長(佐藤麗子君) 石上議員。

議員(石上 壘君) わかりました。ということで、工期が伸びる分に関してはですね、わかり次第ですね、その繰越の金額ですか、工期はもちろん伸びるんですが、金額等々変更があった場合はですね、速やかに知らせていただけるとありがたいと思います。以上です。

議長(佐藤麗子君) 他に質疑はございませんか。

議員(小倉靖幸君) はい。

議長(佐藤麗子君) 小倉議員。

議員(小倉靖幸君) はい。ただ今の石上議員に関連してですね、ちょっと伺いたいんですけども、今回の神東塗料の件についてはですね、大事にならなかったという、多分そういった形の御説明だったかというふうに思うんですが、こういうその案件に対してですね、その結果的にこういうことだったということには理解しないわけじゃないんですけども、例えば、その企業団においてですね、報告をされた、例えば企業長さん・副企業長さん等々、その点はですね、どのような形で報告されたのか、どこまで報告したかについてお伺いしたい思います。

工務2課長(高木勝義君) はい、議長。

議長(佐藤麗子君) 高木工務2課長。

工務2課長(高木勝義君) 今回の事案につきましては、神東塗料がダクタイル鋳鉄管に使用する塗料を日本水道協会規格の認証を取得する際、規定と異なる試験条件で取得していたことなどの不適切行為が発覚し、その塗料を使用しているダクタイル鋳鉄管製品が出荷停止になったものですが、工事の施工上においては代替品を準備することで対応しております。

なお、その塗料は主に水道管の外面で使用されており、継ぎ手の一部で水道水に接触するものの、日本水道協会は各水道事業者が行う水質基準の検査において水道水の安全は担保されているとの見解を示していること、また、当企業団においても定期的な水質検査により異常がないことから、市民生活への影響はないと考えております。

なお、規格認証の不適正案件に伴い、発注済みの管工事において工事の一時見合わせを受注者に通知したことで工事スケジュールへの影響が一部生じたことから、企業長、副企業長へ報告いたしました。以上でございます。

議員(小倉靖幸君) はい。

議長(佐藤麗子君) 小倉議員。

議員(小倉靖幸君) はい。説明ありがとうございました。今回この案件についてはですね、企業長、副企業長へは報告したとのことでありますけれども、議会のですね、いわゆる構成比ということであれば、今回報告を受けていない市長さんは、袖ヶ浦市長さん、君津市長さんということかと思いますので、この点について私個人的な思いとすれば、議会には入っていないけれども、やはりその司っている首長さんにはですね、報告すべき案件ではなかったかなというふうに指摘させていただきたいと思えます。合わせて、我々議会の方もですね、それぞれの議会の代表として、この会議に出席をさせていただいています。私は実際問題、国会中継の予算委員会の中でこの案件について承知をしました。そして、先ほど御説明いただいたように業界誌の中においてもこの案件について取り扱われたということで、私も何人かからの問い合わせを受けました、実際問題。この内容について承知をしてたんで、まあ、安全性問題ないよと、水質の方も検査してると、ですから問題ないから大丈夫だ、安心してよ、というような話をすることができました。やはり、こういうそのなんていうんですかね、こういうのについてはですね、我々、先ほども申し上げましたように構成市の代表として議会として出ているわけですのでね、やはり各首長さん、そして、我々代表の議員の方にもですね、御報告をいただくべく案件であったんじゃないかなと、そういうふうに思いますので、今回はですね、何事もなくというようなことでございましたけれども、これをひとつの教訓としてですね、実際、じゃ、どこまで報告するかということについてのマニュアル等についての記載、また、そういった点はどうなっているのでしょうか。

技師長(大野木英司君) はい。

議長(佐藤麗子君) 大野木技師長。

技師長(大野木英司君) はい。施設事故・水質事故、こういった事故等の発生したときにどういったルールに基づいて報告しているのかという御質問ですが、議員が言われるように情報提供することは非常に重要だと私は思っております。施設事故・水質事故等、結構頻繁に起きていて、どれくらいのレベルから御報告するのかというのは、私達もすごく悩むところでございますが、今後、事例なども含めていろいろ考えまして、適切な情報を皆様方にお伝えできるように考えていきたいと思っております。以上でございます。

議員(小倉靖幸君) はい。

議長(佐藤麗子君) 小倉議員。

議員(小倉靖幸君) はい。確かにですね、全ての案件を報告するという必要はないと思います。ただ、やはりその飲料水ということですね、やっぱりその皆さん気にされるというような中で、問われたときにやはり説明をしたい、できる責任が我々にはあると思えますので、その判断は、マニュアルに則ってというようなところでは理解はしますけれども、今回の経験においてですね、改めてちょっと確認・精査をしていただければなと思えます。ありがとうございました。

議長(佐藤麗子君) 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤麗子君) ないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤麗子君) ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第1号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(佐藤麗子君) 賛成全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤麗子君) 議案第2号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

事務局長(松上晴彦君) はい。議長。

議長(佐藤麗子君) 事務局長松上晴彦君。

議長(佐藤麗子君) 議案第2号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

事務局長(松上晴彦君) はい。議長。

議長(佐藤麗子君) 事務局長松上晴彦君。

事務局長(松上晴彦君) それでは、議案第2号「令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算」についての説明を申し上げます。

議案書の別冊「令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算」と書かれました資料の1ページをお開き願います。

令和4年度当初予算案は「君津地域水道事業統合広域化基本計画」に基づき、国の交付金などの外部資金の確保に努めながら、施設整備を推進するとともに、災害への対応力強化を盛り込んだ予算を計上しております。

第1章水道事業、第1条は「総則」となります。

第2条は「業務の予定量」でございます。給水戸数を13万6,305戸に、年間総給水量を3,856万4,121㎥と見積もっており、前年度に比べ、給水戸数は減少するものの給水量は増加の見込みとしております。主な建設改良事業といたしましては、集中監視設備や老朽管の更新などを行う予定でございます。

第3条は「収益的収入及び支出」の予定額を記載のとおり定めようとするものでございます。収入予算が107億7,930万2,000円、支出総額が101億143万9,000円でございます。

次に、2ページをお開きください。

第4条「資本的収入及び支出」の予定額でございます。収入総額が51億6,920万1,000円、支出総額が80億3,339万1,000円です。不足分につきましては、1ページにお戻りいただきまして、第4条本文中のですね、括弧書きにございますように、不足する28億6,419万円は、過年度損益留保資金などで補てんをしようとするものでございます。

再び、2ページをお開きください。

第5条が「債務負担行為」でございます。集中監視設備更新、4市域の配水管改良更新、各種業務委託の9つの事業につきまして、表に記載のとおり債務負担の設定をしようとするものでございます。配水管改良更新につきましては、施工時期の集中を緩和するため、工期1年未満の工事であっても債務負担行為の制度を活用するよう厚生労働省の方から通知がありました。この通知では、国の交付金対象事業につきましても、各年度に分割して交付金を請求できるとされておりますので、今回、この表にある事業に債務負担行為の設定を行いたいと考えております。

なお、配水管工事の内訳といたしましては、木更津市域が4件、君津市域と富津市域がそれぞれ3件、袖ヶ浦市域が2件の合計12件となっております。その他の事業は、工期が2か年にわたるものでございます。

第6条は「企業債」でございます。資金需要と内部留保の見通しを踏まえまして、建設改良事業を行う

起債の限度額を28億3,410万円に定めようとするものでございます。

3ページを御覧ください。

第7条「予定支出の各項の経費の金額の流用」でございます。項をまたぐ流用につきましては、予め議決を経たものについて行うことができるとされております。この予算案では、全ての執行額が定まりました後に納付額が決定する消費税の支払い、これに限って、流用ができる旨を定めようとするものでございます。

第8条「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」は、職員給与費の7億6,866万6,000円と交際費の16万円について定めようとするものでございます。

第9条は「他会計からの補助金等」でございます。構成団体の一般会計から補助を受ける金額などについて、表に記載のとおり定めようとするものでございます。

第10条「たな卸資産購入限度額」は、量水器などのたな卸資産につきまして、4年度中に購入する限度額を決めるというものでございますが、在庫量、使用見込み、予備分を見積もり8,729万5,000円と定めようとするものでございます。

5ページをお開きください。

第2章水道用水供給事業でございます。第1条は「総則」で、第2条は「業務の予定量」でございます。千葉県企業局及び当企業団の水道事業に対する年間の総供給水量を5,054万7,370m³と見積もるとともに、施設の耐震化や更新などの建設改良事業を予定しております。

第3条は「収益的収入及び支出」の予定額でございます。収入総額を67億2,038万4,000円、支出総額を65億104万7,000円にそれぞれ定めようとするものでございます。

第4条は「資本的収入及び支出」の予定額でございます。収入総額を4億4,836万1,000円に定めようとするものでございます。

6ページをお開きください。

支出総額を24億9,887万9,000円に定めようとするものです。資本的収入が資本的支出に対し、20億5,051万8,000円不足するということとなりますが、こちら恐れ入りますが、5ページにお戻りいただきまして、第4条本文括弧書きの中にございますように、不足する分は、水道事業と同様に、過年度損益留保資金等で補てんをしようとするものでございます。

再び、6ページの方にお戻りいただきまして、第5条「債務負担行為」でございますが、工期が長期にわたるもの、施工時期に制約があつて年度をまたいでしまうものなど、6つの事項につきまして期間及び限度額をこちらの表に記載のとおり定めようとするものでございます。

第6条は「企業債」でございますが、資金需要と内部留保の状況を勘案いたしまして、起債の限度額を3億円とし、目的等は表に記載のとおり定めようとするものでございます。

第7条、項をまたぐ流用につきましては、水道事業と同様でございます。

第8条「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」は、職員給与費5億3,108万9,000円、交際費4万円について、それぞれ定めようとするものでございます。

7ページを御覧ください。

第9条は「他会計からの補助金等」でございます。構成団体の一般会計からお受けする額につきまして、表に記載のとおり定めようとするものでございます。

それでは次にですね、予算の条項の主な内容につきまして、「予算に関する説明書」により御説明いたします。

13ページをお開きください。

「予算実施計画」水道事業の部です。第1款水道事業収益で107億7,930万2,000円を予定しており、その内訳として、第1項営業収益で93億7,625万6,000円は水道料金をはじめとする

給水収益などがございます。

なお、水道料金につきましては、給水人口は僅かながら減少する予測としておりますが、観光集客系の施設などを中心とした料金単価の高い大口需要家の使用量は伸びる可能性があると思込んでおりますので、収入予算額は前年を上回る金額を計上させていただいております。

第2項営業外収益の14億304万6,000円でございますが、内容は、新規の水道加入金や会計制度の見直しにより制度化をされました長期前受金戻入などがございます。

14ページをお開きください。

支出といたしまして、第1款は水道事業費用101億143万9,000円を予定しており、その内訳は、第1項営業費用96億9,693万1,000円は事業運営に要する経費でございます。主なものとして、各種施設の運転管理や検針、料金徴収などの業務委託費、漏水対応などの設備修繕費のほか、災害対策といたしまして移動可能な非常用発電機の購入や借り上げに要する費用、応急給水袋の購入に要する経費などを計上してございます。

第2項営業外費用3億7,406万3,000円はこれまでに借り入れをいたしました企業債の支払利息などがございます。

第3項特別損失1,044万5,000円は過年度の水道料金や水道加入金についての還付金などを計上したものでございます。

第4項予備費2,000万円は不測の支出負担に対応する予備的な経費でございます。

15ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございます。収入では、第1款資本的収入で51億6,920万1,000円を予定しており、その内訳は、第1項企業債で28億3,410万円、こちらは建設改良事業で予定している工事等に充当するものでございます。第2項出資金8億9,674万2,000円は統合広域化に伴う各種整備事業などの経費の一部について、構成団体の一般会計からお受けする出資でございます。水道事業の経営基盤強化を目的とするものでございます。

第3項国庫補助金12億3,684万8,000円は、厚生労働省の所管する「生活基盤施設耐震化等交付金」及び「水道水源開発等施設整備費国庫補助金」で、水道施設の整備水準を高めるための工事経費に対する補助金でございます。

第4項県補助金1,288万円は、富津市域における水道未普及対策の事業や君津市域の自家用発電機の整備事業に充当する補助金でございます。

第5項他会計補助金5,014万4,000円は、統合前に起債をしておりました企業債の償還に関する一般会計からの補助金でございます。

第6項負担金1億3,848万7,000円は、消火栓や下水道に関連する水道工事の支出経費などにつきまして、これは施設管理者から負担金をお受けするというものでございます。

16ページをお開きください。

支出では、第1款資本的支出で80億3,339万1,000円を予定しております。その内訳といたしまして、第1項建設改良費61億8,616万3,000円は、老朽管更新等の建設改良事業や水道未普及地域解消のための拡張事業に要する経費などのほか、災害対策といたしまして自家用発電機の設置に関する経費を計上しております。

第2項企業債償還金18億2,722万8,000円は、企業債の元金償還として支払いをするものでございます。

第3項予備費2,000万円は、収益的支出と同様に、不測の支出の負担に備えるものでございます。

17ページを御覧ください。

こちら事業活動に伴う資金の増減を表す「予定キャッシュ・フロー計算書」でございまして、令和4年

度末時点の水道事業の資金残高は、表の最下段にありますとおり、約6億9,000万円増えまして、75億8,632万9,000円となる見込みでございます。

18ページから21ページは「給与費明細書」でございます。18ページの1 総括 本年度の合計、表の一番右の列に7億6,866万6,000円とありますが、これは先ほどの第8条にある流用禁止項目の職員給与費の金額となっております。22ページです。「債務負担行為に関する調書」は、先ほどの予算書第5条で定めたものと、今回上程させていただいてます令和3年度補正第2号を含みまして過年度に議決を頂戴いたしました債務負担行為を合わせて記載させていただいております。23ページから24ページでございますが、「予定貸借対照表」といたしまして、来年度末の時点における資産及び負債等の状況の見込みを記載しております。25ページは、令和4年度に対する前年度ということで、つまり今年度の末における「予定損益計算書」、26ページから27ページは、同様に今年度末における「予定貸借対照表」、28ページから30ページには、「注記」といたしまして、今回の財務諸表等の作成にあたって適用した会計処理の基準等を掲載しております。

次の第2章水道用水供給事業でも、水道事業と同様の説明書を添付しております。

33ページをお開きください。

水道用水供給事業の「予算実施計画」でございます。収益的収入及び支出の収入ですが、第1款水道事業収益で67億2,038万4,000円を予定しております。その内訳は、第1項営業収益で64億3,830万3,000円です。こちらは、広域連合の水道事業と千葉県水道に対する給水収益などでございます。

第2項営業外収益で2億8,208万1,000円でございますが、これは主に長期前受金戻入などでございます。

34ページをお開き願います。

支出では、第1款水道事業費用で65億104万7,000円を予定しております。その内訳は、第1項営業費用61億9,954万7,000円、これは四市及び千葉県に水道用水を供給するための経費で、水道事業と同様に、毎年度継続的に計上する内容のものでございます。

第2項営業外費用2億7,924万円は、これまでに借り入れをいたしました企業債の支払利息等でございます。

第3項特別損失で1,326万円は、資産の除却に伴う費用を計上するものでございます。

第4項予備費900万円は、不測の支出負担に備えるものでございます。

35ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。収入では、第1款資本的収入で4億4,836万1,000円を予定しております。その内訳ですが、第1項企業債3億円は、建設改良事業で予定している工事費に充当するものでございます。

第2項出資金1,010万円は、浄水施設の耐震化事業に充当するため、構成団体の一般会計からお受けする出資金でございます。

次に支出では、第1款資本的支出24億9,887万9,000円を予定しております。その内訳ですが、第1項建設改良費17億1,149万4,000円は、施設の耐震化や老朽化した設備の更新等の改良事業、亀山・片倉ダム共同施設改良更新事業の負担金などでございます。

なお、水道用水供給事業の停電対策といたしまして、第2中継ポンプ場に設置されています非常用自家発電設備の能力増強を、施設の更新に併せて実施いたします。

第2項でございます。企業債償還金7億8,238万5,000円は、企業債の元金償還のために支払うものでございます。

第3項予備費500万円は、収益的支出と同様、不測の支出負担に備えるものでございます。

36ページをお開き願います。

「予定キャッシュ・フロー計算書」でございます。この表の最下段にありますとおり、年度末時点での資金残高は59億1,920万4,000円を予定しております。

37ページから43ページは「給与費明細書」でございます。

44ページは「債務負担行為に関する調書」、45ページから46ページには、来年度末時点の「予定貸借対照表」、47ページから49ページには、先ほどと同様ですが、今年度末時点の「予定損益計算書」と「予定貸借対照表」、50ページから51ページには「注記」を、それぞれ添付しております。

また、55ページから56ページには「参考資料」といたしまして、水道事業と水道用水供給事業とを連結いたしまして、広域連合企業団全体の予算規模を示したものを付けさせていただいております。

55ページが収益的収支の部、56ページが資本的収支の部となります。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(佐藤麗子君) ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時10分といたします。

(7分後、再開)

議長(佐藤麗子君) 休憩前に引き続き開議を再開いたします。補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

議員(石上 壘君) はい。

議長(佐藤麗子君) 石上議員。

議員(石上 壘君) 35ページですね。資料の支出の方の資本的支出の負担金というところで亀山ダム及び片倉ダム共同施設改良更新事業というところがあったんですけど、昨年11月の懇話会のときにですね、亀山ダム等について堆砂対策というところをお伺いしたんですけど、そういったところの費用は盛り込まれているのかというところをお聞きしたいと思います。

工務1課長(吉岡保彦君) はい、議長。

議長(佐藤麗子君) 吉岡工務1課長。

工務1課長(吉岡保彦君) はい、まず最初にこれらの負担金は亀山ダム片倉ダム、これに附帯して共用される施設及び敷地における管理及び事務管理を千葉県が行っており、維持管理費や共同施設改良費を「亀山ダム及び片倉ダムの管理に関する協定書」に基づき、亀山ダムが54.1%、片倉ダムが48.4%の負担割合に応じて支払うこととしています。亀山ダム、片倉ダムの維持管理費負担金等は、令和4年度予算は亀山及び片倉ダム維持管理費負担金として3億7,980万5,000円、片倉ダム除草負担金552万7,000円の合計3億8,533万2,000円を計上しております。令和3年度予算の3億2,409万7,000円と比較すると6,123万5,000円、18.9%の増加となっております。内容としましては、亀山ダムの堆砂土撤去関連事業に係わるものが2億3,799万円、両ダムの職員給与等の管理事務費4,696万円などが主要事業となっております。次に亀山ダム、片倉ダム共同施設改良更新事業費負担金の令和4年度予算は4億3,890万6,000円を計上しております。令和3年度予算4億5,846万3,000円と比較すると、1,955万7,000円、4.3%の減少となっております。内容としましては、亀山ダムの堰堤改良工事費を3億2,190万円、亀山ダムの法面補修工事費、こちらが5,194万円、片倉ダムの自家発電設備更新工事費3,485万円などが主要事業となっております。以上でございます。

議員(石上 壘君) 議長。

議長(佐藤麗子君) 石上議員。

議員(石上 壘君) はい。わかりました。昨年の話だと、今後どうしていくかというところが課題だということであったと思うんですけど、こちらの方もですね、今後水道料金等に係わってくる場所であると思うんで、長期的な計画っていうのをを出していただきたいと思うところなんですけど、こういった予算に関してですね、取水源であると同時に治水対策でもあると思うんで、そういったところの国の予算ですね、事業のメニューとかも非常に増えてきていますが、こういったところの活用に関して検討されているのかということをお聞きしたいと思います。

工務1課長(吉岡保彦君) はい、議長。

議長(佐藤麗子君) 吉岡工務1課長。

工務1課長(吉岡保彦君) こちらの方ですが、今後の亀山ダムの運用について亀山・片倉ダム管理事務所に話を伺いますと、今年度中に現況の状況として、堆砂量や法面崩壊箇所の調査を実施すると伺っております。それに合わせて、今後の対応方針を検討した上で長期的な事業計画、費用の部分を含めてですけども、来年度に提示していただくよう打合せを進めているところでございます。以上です。

議員(石上 壘君) 議長。

議長(佐藤麗子君) 石上議員。

議員(石上 壘君) はい。そういった計画ができて初めて、費用の要求とかになってくると思うんで、国の方もどんどんこういったメニューで費用どんどん増やしてきているんで、こういったところの取り組みですね。あと、カーボンニュートラルっていうところがこれから課題になってくると思うんで、ダムにおける利用水のエネルギー活用というところも大きな課題で取り上げられているんでこういったところも検討材料のひとつとしてですね、考えていただければと思います。私の方は以上です。

議長(佐藤麗子君) 他に質疑はございませんか。

議員(近藤 忍君) はい。議長。

議長(佐藤麗子君) 近藤議員。

議員(近藤 忍君) 当初案のキャッシュ・フローが例えば水道事業で約7億、用水事業で約4億、お金が増えていくような予算になっています。健全経営の観点からいうと望ましいということがわかるんですが、非常用発電を付けたり、また、工事単価が当初予定よりも3割くらい上がっているという中で、本来であれば資金がショートして、現金が足りなくなってくるのが普通じゃないのかなというふうに思うんですが、これでお金が出てくるというのは、事業そのものが減っているのか、それとも各市からの出資金、また国県からの補助金が当初見込みから増えているのか、そもそも現金をもっと増やす方向だったのに、この程度しか増えなかったのか、このあたりってどのように分析されているのでしょうか。御説明いただければと思います。

総務企画課長(鈴木光教君) はい、議長。

議長(佐藤麗子君) 鈴木総務企画課長。

総務企画課長(鈴木光教君) ただいまの御質問ですけども、基本計画に対しましてということですけども、内部留保も増えていてキャッシュ・フローでお金が残っているということだと思います。こちらにつきましては事業の方は実際には行っているような状況で、事業計画に対しまして事業は行っていて、設計に係るお金というのが増えている状況でございます。費用につきましては、ですから多くの費用が出てしまっているという状況です。これにつきまして補助の

方もですね、補助メニューを使っていけば補助金も増えるというような形になっていると思います。出資金の方もそれに伴いましてお願いできることであればお願いしていくということです。あと、内部留保につきましては、基本的には大きなものとしたしましては、やはり企業債の借入れが大きなものになってくると思いますので、そちらの方がどうであるかということで内部留保の方が増えていく、増えていかないということがあると思われまます。実際に、今木更津市の方は計画値よりも少し内部留保が低くなっておりますけれども、こちらにつきましては令和2年度ですけれども、借入れの申し込みはしたんですけれども、政府系よりも期間が短くて金利の高い民間への割り当てとなってしまうましたので、そちらの借入れを行わず、内部留保で処理したためにですね、木更津の内部留保は落ちているというふうな状況にはなっております。計画値に対しては基本的には木更津以外は内部留保が増えていて、木更津だけは現在は落ちているというような状況でございます。以上でございます。

議員(近藤 忍君) はい。議長。

議長(佐藤麗子君) 近藤議員。

議員(近藤 忍君) 前回の8月議会でしたかね。そのあたりにも確かお聞きしまして、全体の4割くらい、40%ですかね、ぐらいを目標としているのに対して、どこのセグメントもそれぞれ現金を持っているという状況を確認している中で、また今回現金が増えるような予算編成になっておまして、だったらもっと企業債を減らしてもいいのかな、というふうなこともひとつ考えとしてありますし、もっと言うと、そもそも事業そのものを、現金に余裕があるのであれば、この四市の老朽管が全国でものすごい量ありますので、そちらの方の改良事業をもっと加速して進めてくべきじゃないかなというふうに思います。多分、今回この資料の中に有収率っていうのがちょっと見当たらないんですが、多分木更津なんかまだ漏水がかなり高くて、有収率は多分低いままであるかと思うんですよ。そういうようなところの改善もどんどん回していくべきではないかなと思ってはいるんですが、これだけの現金がある中で、ちょっとその辺の配慮というのが足りなかったのかなというのがあるんですけど、どうでしょうかね。

事務局長(松上晴彦君) はい、議長。

議長(佐藤麗子君) 松上事務局長。

事務局長(松上晴彦君) ただ今のですね、非常にちょっと経営問題の重要な部分ですが、キャッシュ・フローの比率をどの辺にもっていくかということと、あと起債の仕方というのは他の水道事業体でも、今物価が今上がり始めていて長期金利も上がり始めている中で、むしろ、今、低金利の中であえて資金調達やった方がいいんじゃないかというのが一方にはあって、そうはいっても調子に乗って借りちゃうと将来返せなくなっちゃうので、この辺ちょっとバランスを見ながら適正なところを見極めていかなければならないというのが1点ございます。

あと、工事量の増加なんですけれども、今の人員でですね、年間約40kmの老朽管の布設替えをやっておまして、これはですね、県営水道のペースなんかと比べても、もちろん市街地の状況は違いますが、そんなに悪くないペースなんです。ただ、あまりにも老朽管の比率が高いのですよね、今工事サイドとの調整の中では、更新工事、距離数もこれ大事なんですけれども、やはり今漏水件数がですね、給水管漏水で大体年間1,200件、送水管配水管のいわゆる本管ですね、本管漏水が300台半ばということなので、漏水が起こっていくところというのは、イコール災害時の脆弱性が見えているので、こういったところを中心にですね、断水リスクをできるだけ下げようという工事を集中的にやっていく、それは必然的に人口密集地ですから、市街地ということで調整事項も多くて工事の費用も掛かってくるので、そういったお金の掛かるところを補助金ももらえるうちに早めにやって、断水のリスクを総合的に下げ

ていくということも最終的に災害に強い水道になっていくのではないかとということで、今そういう方針での工事場所の選別等は今やっているというところでございます。

議員(近藤 忍君) はい。議長。

議長(佐藤麗子君) 近藤議員。

議員(近藤 忍君) 言われるように、資金や企業債は、これからの物価の情勢とか金利がどう動くかとかいうところを見て総合的に判断されるというのは一番妥当な考えだなと思いますので、その辺は慎重にやっていただければと思います。

先ほどの非常用発電の時にも話しもしましたけども、今までの議会でも言ってますけれども、合併統合計画を作ったこのあたりから様々な要素が変わっていて、単価も変わっていて、そろそろ見直しを行いますよということを去年あたりから聞いているところであるし、また料金改定に向けた料金改定のあり方というのがどうあるべきかということも検討も進めなければならないという段階に入っているのがこの令和4年度だと思んですが、この予算書の中からそのような取り組みがどこで行うかというのが見えてこないということであるんですけども、それらについて直営作業として進めていって特に予算措置をとらないというようなことなのか、額としてそんなに大きくないんで特に説明はしていないんだけど行うということなのか、そのあたり御説明いただければと思います。

総務企画課長(鈴木光教君) はい、議長。

議長(佐藤麗子君) 鈴木総務企画課長。

総務企画課長(鈴木光教君) ただ今の基本計画との乖離という点で計画の見直しということだと思います。そちらについてでございますけれども、事業経営におけます長期計画というのは、先ほどお話に出ましたけれども、管路などの更新であるとか耐震性の強化、統廃合に関する工事、こちらをいつどのような形で実施していくのか、というようなことがございまして、そのために必要な経費というのは逆にどの程度必要なのか、そういった事項を整理しまして、そこから水道料金の改定を始めとします財源確保の問題を整理することとしております。

管路の更新事業についてでございますけれども、こちらにつきましては既に先ほどもお話のあったように施工単価の上昇ですね。それからその他には災害対策の強化、こちらの方は基本計画の想定と差異が生じているということで計画の見直しに向けた検討作業を現在始めております。

令和4年度予算の中ですけれども、こちらの中では水道施設の強靱化に向けた対策の検討を予算計上しております。長寿命化に効果のある新しい技術の開発動向を見据えながら、施設の統廃合であるとか、再配置、水道管路のループ化を始めとして、バックアップ機能の強化などを検討していくものとしております。こちらにつきましては、水道施設強靱化に向けた対策検討業務委託に係る経費ということで計上させていただいております。

その他、経営基盤の強化でございますけれども、こちらにつきましては、人員削減が計画の中では謳われておりますけれども、こちらを可能にする条件整備といたしまして、現在旧来の事務処理ルールというのが複数いろんなところで混在している状態でございますので、こちらを解消しまして事務の効率化を図ると共に外部委託の見直しを進めましてコスト構造の改善というものも取り組むこととしております。また、これらは長期計画の策定作業そのものではございませんけれども、関連する経費と位置付けましてこちらの方を計上してございます。

その他水道料金の話がございました。こちらは令和10年度を目途に一本化をしていきたいと思いますという計画になってございます。こちらなんですけれども、こちらは当企業団に近い

ですね、給水人口が30万人規模の事業体を参考にしながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後の生活動態であるとか経済環境を踏まえまして検討していく必要があると考えております。長期計画と密接に関係します経営ビジョンの関係、広域連合ビジョンですけれども、こちらにつきましては昨年9月からですね、企業団内でプロジェクトチームというものを設置しておりまして、検討を始めている状態でございますので、こちらの作業に必要な調査経費等は計上してございます。以上でございます。

議員(近藤 忍君) はい。議長。

議長(佐藤麗子君) 近藤議員。

議員(近藤 忍君) 水道料金については前から言っているように10年に一本化の前の令和5年改訂というのがそのための前提と言いますか、緩和期間の料金改定になるかと思うんですけども、というのは管径別の料金単価とか水道使用量に応じた単価とかっていうのが四市の文化がまるきり違うもので、1度に一本化することが多分無理なんで、その間に何回か段階を経て本来は揃えていかないと、ものすごい料金の変動幅が大きくなり過ぎるんで、だから最終的に一本にするというのは早めに出しておいて、そのための前段としてどういう改定を5年にやるかっていうことを考えれば、自ずから令和4年度中に明確に方向が出てないといけないし、特に我々議会がそれを知っていなければならない立場にあると思うので、この4年度に実行する中で事業運営懇談会等の他にいろいろあったと思うんですが、できる限り早めにその方向性とか考え方とかを示していただきたいというのを、もうこれ繰り返し2年間くらい言っているんですけども、それをしっかりとやっていっていただきたい。それから今言われたように長期計画の見直しの、あれの前段をいっぱいやられているのは分かるんですけども、それをやるためにはもう既に長期計画に着手しないときついんではないかなとここで聞いているんですが、具体的に令和4年度中にこういう方向にもっていくということの説明を我々は受けることはできるんですかね。

総務企画課長(鈴木光教君) はい、議長。

議長(佐藤麗子君) 鈴木総務企画課長。

総務企画課長(鈴木光教君) ただ今のお話ですけども、実際にお話ございました。おっしゃるとおりだと思いますし、10年度の料金統一がございまして。全市域同じ方向に持っていくということで、そのために令和6年度からは1回料金改定を行うというものです。令和6年度に料金改定を行うということは基本的には令和5年度の11月議会に上げさせていただきたいという形になりまして、それに伴いまして、水道審議会等で御審議していただくことも出てくると思います。料金改定につきましてでございます。それに伴いまして、実際に料金、こちらの方は、事業をやっていくためのコストを今度は財源としてみていくこととなりますので、そちらを補填していくものですので、その前段として計画がなくてはならないといけないという形になると思いますので、ですからある程度本当に、来年度につきましてはそちらの方を、なるべく早い時期に、今お話しございましたけれども、懇話会等で出来次第という形になるべく早い時期にお示しできるように努力をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議員(近藤 忍君) はい。議長。

議長(佐藤麗子君) 近藤議員。

議員(近藤 忍君) ひとつよろしく願いいたします。また、先ほど石上議員の方からも言われたように、亀山ダムとか、割と外部のところでは大きな費用がこちらにかかってくるとかあると思いますので、例えば亀山ダムに我々が確保している量が適正なのか、人口はもうこれから

50万都市というのは中々見込めないような状況の中で量の見直しを行うとか様々な検討がこれからできるかと思うんですよ。ただそれほど時間がふんだんにあるわけじゃありませんので、様々なことと合わせて平行して進めていっていただいて、早めに我々に示していただきますようよろしくお願いします。

議長(佐藤麗子君) 他に質疑はございませんか。

議員(石井志郎君) はい。

議長(佐藤麗子君) 石井議員。

議員(石井志郎君) 今の近藤議員の質疑の中のことでちょっと確認させていただきます。当初、かずさ四市と県を含めて統合を進めるという話の中で、今お話しがあったとおり10年後の統合に向けて各セグメントで管路の更新事業等計画した中で事業を進めながら、先ほどの説明ですとキャッシュ・フロー、積立金を含めた、積立金を積み立てていくというのが、ここに反映されているのがキャッシュ・フローだと思うんですね。実際に富津市の場合ですと、一昨年ですか、暮れに大規模な漏水をやりまして、大きな金額が減額になった。責任的には富津市がその分を追加して出さなきゃいけない。最終的にその10年後の統廃合に向けて各自治体が積立金を積んでいくということだと思うんですね。先ほどの話ですと四市の中で木更津市は積立金が減額しているようなお話がありました。この中ででてる他会計からの出資による収入というのは、これは要するにその四市の各自治体からの収入じゃないかと思うんですね。これは資本の繰り入れというふうになってますんで、そういうようなことで資本の収入になっているわけなんですけど、今後料金改定も含めた中で、その辺のキャッシュ・フローということで考えれば、これからもっと増えていなくてはいけないと思うんですね。その辺が今の答弁ですと当初の計画を進める中で各セグメントごとの感覚というのがちょっと違うように私受け止めたんですが、その辺は、各四市のセグメントごとの積立金の状況ですね。それがキャッシュ・フローと考えたときにどうなっているのかというふうに、さっき質問したような気がしたんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

総務企画課長(鈴木光教君) はい、議長。

議長(佐藤麗子君) 鈴木総務企画課長。

総務企画課長(鈴木光教君) ただいまの御質問ですけれども、統合広域化基本計画との差ということでよろしいでしょうか。基本的にはですね、先ほどお話ししましたように統合広域化基本計画で40%の内部留保資金を定めてこちらについてやっていきたいと思いますというものがございます。その中で資金をどうやって維持していくのか、内部留保資金を維持していくのかということになってくると思います。そちらにつきましては現在、令和4年度予算につきましては、内部留保資金につきましては木更津市が計画値に対してマイナスとなっております。その他にも計画値との差がございまして、例えば企業債残高の問題であるとか、そちらにつきましても各々の市で計画値に対して超えてしまっているもの、逆に少なくなっているもの、セグメントもございましてそちらを総合的に勘案しながら計画値を達成していけるような資金運営をしていくような形になっていくと思われまして、以上でございます。

議員(石井志郎君) はい。

議長(佐藤麗子君) 石井議員。

議員(石井志郎君) すごく微妙なお答えだったと思うんですけど、要するに先ほど近藤議員からお話があったとおり、令和5年度に1回、中間の見直ししなきゃいけないんですよ。こういった場合に予定していた金額より高くなるんじゃないかというようなお話も出ているように聞いております。最終的に10年後の統合目的である料金を平準化するときに、どれだけ抑え

られるかってのが、今キャッシュ・フローっていう言葉で使うと、今できるだけ事業費と出資金と兼ね合いをしながら積み立てていくということだと思っんですね。実際に富津市を見ても、状況を見た中で当初の予定と違う事業がやっぱり出てきてます。それはセグメントの責任でセグメントが資金を用意しなきゃいけないわけなんです。ですから、今お話ししたとおり、ならばこのキャッシュ・フローを予定通りの金額に持つていくにはどうしたら良いかっていうことをやっぱり我々は考えていかなくてはいけないんじゃないかというふうに今の質疑で捉えさせていただきました。それがないと5年後の料金改定を含めた10年間の最終的な目的達成のために何が課題なのかっていうのが我々に提示されないと思っんです。それを提示していただかないと我々が市民と約束した統廃合によりこういうふうになりますよっていうことが、もしかすると、反故になるかもしれないという大きな問題になると思っんです。その辺のところは今後機会があるときにまた御指摘させていただきますけど、ぜひその辺のところはしっかりですね、当初予定していたものが足りないなら足りないでどうしたらいいのか、積立金増やすために何しなきゃいけないかということ、今後、キャッシュ・フロー、それをもっと増やさなきゃいけないんだよということを、しっかり言っていただきたいと思っます。いかがでしょうか。

総務企画課長(鈴木光教君) はい、議長。

議長(佐藤麗子君) 鈴木総務企画課長。

総務企画課長(鈴木光教君) ただいまの御指摘ですけれども、そのように各セグメントの状況を見ながら、問題意識を持ちながら進めてまいりたいと思っます。よろしくお願ひします。

議員(石井志郎君) ありがとうございます。

議長(佐藤麗子君) 他に質疑はございませぬか。

議員(齊藤高根君) はい。

議長(佐藤麗子君) 齊藤議員。

議員(齊藤高根君) はい。来年度の予定給水量が今年度よりも増えてるっていうのは幸いなことで、偉いと思っ。で、その理由として袖ヶ浦が給水量が増えるよという説明を受けました。本市において、本市って、木更津市においても、いろんな企業が開業を予定しておるわけですよ。そうすると、大口需要ということであるのかないのか定かではないと、我々も把握ができません。すぐ井戸掘ってしまうということで、これがこの企業団でセールスをした結果、この数字なのか、セールスをしないでこう、適当にこう、適当って言葉が悪いな、一生懸命見積もつて、この数字にしたのか、大口需要についての見解をお聞かせください。

参事(業務課長)(花澤吉敬君) はい、議長。

議長(佐藤麗子君) 花澤業務課長。

参事(業務課長)(花澤吉敬君) はい、水道利用の大口需要の見込みにつきましては、こちら特にですね、今お話しがあった具体的なものというよりも、コロナ禍にありまして観光施設や商業施設の集客といった落ち込みを要因といたしまして、使用量が減少となつておりましたが、このですね、コロナ禍に順応したライフスタイルやですね、それに伴い社会経済が活性化されることを見込みまして使用量が伸びるというようなことで見込んだものでございませぬ。以上です。

議員(齊藤高根君) はい。

議長(佐藤麗子君) 齊藤議員。

議員(齊藤高根君) うん。まあそうであるけれども、この企業団として、我々も職員も含めていろいろなセールスをやる必要があると思っんですよ。ですから、今後ともいろいろな企業が出

店を予定しているわけ、競い合っただけ、井戸屋さんって水道料金がこうであって、井戸掘るところだけ自分達は安くできますよと、こういう説明をしてセールスをするわけ。だから、セールスに負けないようにこの企業団もなんらかの手を打つ必要があると思います。知らない間になんやかんやあっていっぱい井戸が増えていくということで、ぜひみなさんをお願いすることよりも我々も一生懸命努力して水道を使おうというようなキャンペーンをうっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長(佐藤麗子君) 他に質疑はございませんか。

議員(近藤 忍君) はい。議長。

議長(佐藤麗子君) 近藤議員。

議員(近藤 忍君) 特にないようですので、最後に1点だけ確認したいんですが、これで令和4年度予算が成立しますと、4月1日から新年度ということで、去年の新年度予算が成立してから最初の工事が出るまでにすごい時間かかって、各市でそれぞれ、なかなか工事の発注が遅いということで、各市の議員が各市の業者にいろいろ言われてた経緯があったかと思うんですけど、来年度が速やかに工事を発注できるような体制として、前年度の反省を踏まえ、どのような体制をとられているのか、そのあたりを御説明いただきたいと思います。

工務2課長(高木勝義君) はい。

議長(佐藤麗子君) 高木工務2課長。

工務2課長(高木勝義君) はい、今の御質問に対する改善策といたしましては、まず令和3年度、今年度ですね、年度跨ぎの債務負担工事の件数は今四市域で5件発注しております。また、来年度、令和4年度につきましても年度跨ぎの債務負担工事13件予定しているところでございまして、そういった債務をどんどん活用させていただいて、施工時期の平準化、年度当初にも施工できるような体制を作っていきたいと思っております。以上でございます。

議員(近藤 忍君) はい。

議長(佐藤麗子君) 近藤議員。

議員(近藤 忍君) 債務負担工事が増えているってことは歓迎するところなんですが、最初の四半期の一番最初を速やかに発注できるように、できる限りこのあとの体制を整えていただいて、5月になったら工事ができ始められるくらいの勢いでなんとかやっていただきたいと思えます。

議長(佐藤麗子君) 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤麗子君) ないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤麗子君) ないものと認め討論を打ち切ります。

これより議案第2号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(佐藤麗子君) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤麗子君) 議案第3号を議題といたします。事務局長に説明を求めます。

事務局長(松上晴彦君) はい、議長。

議長(佐藤麗子君) 事務局長松上晴彦君。

事務局長(松上晴彦君) はい、それでは議案第3号「水道料金等債権の放棄について」の説明を申し上げます。放棄しようとする債権ですが、消滅時効の期間が経過した水道料金債権と水道の開栓または閉栓の際に徴収する手数料債権でございます。

放棄にあたっては地方自治法第96条第1項第10号の規定によりまして、本定例会において議決を得ようとするものでございます。

議決をいただきました後にですね、会計上の不納欠損処理を行うこととなります。

今回の債権放棄は、すべて統合前に発生をした債権でございますが、その取り扱いに関する制度についての説明をまず申し上げます。

水道料金および手数料は、私法上、「わたくし」の「私」法です、私法上の債権とされまして、令和2年4月1日の前までは、民法第173条第1号によりまして、消滅時効の期間は2年とされておりました。

しかし、木更津市、君津市、袖ヶ浦市の水道事業では、時効の援用がない事案につきましては、引き続き3年間にわたって催告等を行い、5年が経過した時点で債権放棄を行っておりました。これは、公法上の債権である下水道料金などの徴収に関する取り扱いとのバランスから、公的債権の時効期間である5年に合わせるという扱いをしていたものでございます。

富津市の水道事業につきましては、富津市債権管理条例の定めによって、2年を経過した債権につきましては、放棄をするという扱いとなっております。

当企業団におきましては、各市の下水道使用料などの公的債権の取り扱いとのバランス、それから、令和2年4月1日に施行されました改正後の民法が、令和2年4月1日以降の契約によって発生した私法上の債権の消滅時効期間を5年と定めたということを踏まえまして、督促の際に示した納期限から5年を経過したものにつきまして、議会の議決を得て債権放棄を行おうとするものでございます。

それでは、議案第3号「水道料金等債権の放棄について」を御覧ください。

「1 債権の種類」は、水道料金債権及び手数料債権で、遅延損害金を含むものでございます。「2 債権額」は395万8,300円、「3 債務者」は532人でございます。「4 債権の概要」、平成24年度分は、無資力を理由とするものが2件、45万6,451円でございます。これは漏水により給水量が増えたということで金額が大きくなっております。この事案につきましては、破産手続きが完了をいたしましたので回収できないという判断をさせていただきました。

平成25年度分は、所在不明が1件で1,500円、費用倒れが1件、同じく1,500円、合計2件で3,000円でございます。

平成26年度分は、所在不明が2件で6,259円でございます。以上は、回収状況を見て債権放棄の留保を行っていた分でございます。

次に、平成27年度分は、所在不明が194件で66万8,171円、費用倒れは2件で3,000円、無資力が1件で2万8,360円、合計197件で69万9,531円でございます。

平成28年度分は、法人休止が19件で6万6,446円、所在不明が722件で271万438円、費用倒れが4件で4,266円、無資力が4件で1万1,909円、合計749件で279万3,059円でございます。

全体の合計は、調定件数で952件、金額は395万8,300円でございますが、調定件数というのは、これ請求月ごとに発生をするということで、その関係上、債務者一人に複数の調定が行われる場合があります。そこでこの重複を除きますと実人数は、532人とな

ります。

債権放棄に至った理由のですね、全体の約96%は、債務者の無断転居などにより所在不明となったものでございます。この内の約8割、748件はアパートや借家、店舗等に給水を行っていた事案でございます。

この他、消滅時効、法人休止、費用倒れなど債権放棄の理由の区分につきましては、2ページの表に記載をさせていただいております。

3ページから31ページにつきましては、放棄しようとする債権のリストがございまして、構成は、左から市域、そして債務者の識別コード、調定を行った年度、督促の際に示した納入期限、債権額、債権の種類、放棄の理由となっております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

議長(佐藤麗子君) 補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

議員(竹内伸江君) 議長。

議長(佐藤麗子君) 竹内議員。

議員(竹内伸江君) よろしくお願ひします。統合前の分ではあるんですが、調定件数952件のうち、今御説明あったとおり所在不明が主で919件、96%。そのうち96%が無断転居による所在不明ってことですが、どこまで追跡調査しているのか。また臨戸訪問している、その状況、委託業者がやるのかそれはちょっと分かりませんが、臨戸訪問の状況をお伺いしたいと思います。

市の収税対策とか、臨戸訪問も結構、ある程度の成果をあげている部分もありますので、御説明いただきたいと思ひます。

参事(業務課長)(花澤吉敬君) 議長。

議長(佐藤麗子君) はい、花澤業務課長。

参事(業務課長)(花澤吉敬君) はい、債務者の所在不明の場合の所在調査につきましては、水道法ではですね、いわゆる地方税等で認められている質問検査権というものがございませぬので、調査が難しいのが現状ではございますが、例えば大家さんですとか、そういった方から臨戸訪問した時に情報が得られた場合などは、連絡先や転居先が判明した場合はですね、速やかに督促などの連絡をする、ということをしてございます。以上です。

議員(竹内伸江君) はい。

議長(佐藤麗子君) 竹内議員。

議員(竹内伸江君) はい。それでは本人死亡で相続人もいない場合の割合というか件数がわかれば教えてください。

参事(業務課長)(花澤吉敬君) はい、議長。

議長(佐藤麗子君) 花澤業務課長。

参事(業務課長)(花澤吉敬君) はい、水道料金につきましては先ほども申し上げましたとおり、地方税の法に基づくような強制調査の権限がございませぬので、なかなか本人が死亡したとかですね、その現状を把握する、相続人を把握するとかっていう調査がですね、困難でございます。

ただあのやはり、大家さんですとか、管理人さんとか、例えば隣人とか、勤務先等ですね、あとは弁護士の方から照会がございまして、相続に関する照会がございまして、事実が判明するケース等がございまして、今回のケースではですね、本人が死亡したことが判明したものが36名、そのうち弁護士等の調査によって判明して、相続人がいないことが判明し

たものが2名。相続放棄をしたものが1名となっております。以上です。

議員(竹内伸江君) 議長。

議長(佐藤麗子君) 竹内議員。

議員(竹内伸江君) はい。2ページの「水道料金等債権放棄の理由及び説明」というところで結構詳しく、水道の場合うんぬんかんぬんと書いてありましたのでちょっとお伺いした次第です。

それである同じような答えになってしまうのかなとは思いますが、無資力の場合、資力が無いと判断する場合の基準っていうのはございますでしょうか。

参事(業務課長)(花澤吉敬君) 議長。

議長(佐藤麗子君) 花澤業務課長。

参事(業務課長)(花澤吉敬君) はい。この無資力の場合の判断基準につきましては、いわゆる税の判断基準の方を参考にいたしまして、自己破産の判決が確定したケースですとか、生活保護の受給をしている方ですね、生活保護の支給決定をされる前に未納になってしまった分については、もうすでにその時点では生活保護により無資力ということで判断しております。以上です。

議員(竹内伸江君) 議長。

議長(佐藤麗子君) 竹内議員。

議員(竹内伸江君) はい、わかりました。ただいま業務課長の方から説明の中にもありましたけれども、水道法の給水義務のやはり観点から、安易に、命の源ですからね、本当に、給水停止っていうのは安易にできないと思います。この給水停止が難しい、ということの観点からですね、改めて支払っていただけない使用料金徴収の、この徴収の考え方について、どういう基本でいくのか、お聞かせ願いたいと思います。

参事(業務課長)(花澤吉敬君) はい。

議長(佐藤麗子君) 花澤業務課長。

参事(業務課長)(花澤吉敬君) はい。水道法の第15条第2項第3号ではですね、議員からお話がありましたとおり、常時給水義務についてございます。水道事業者は、水道使用者に対して常に水を供給する義務を負うとあります。あわせて、料金不払いの場合は給水を停止できると規定されておりまして、その手続きにつきましては、かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例第36条に定めてございます。双務契約における債務不履行の事案といたしまして給水停止を行っておりますが、例えば、生活困窮の申立て等事情を伺ってですね、一旦給水停止を保留するなどの措置をとって行っているところでございます。以上です。

議員(竹内伸江君) 議長。

議長(佐藤麗子君) 竹内議員。

議員(竹内伸江君) 御説明ありがとうございました。以上でございます。

議長(佐藤麗子君) 他に質疑はございませんか。

議員(佐久間勇君) はい。

議長(佐藤麗子君) 佐久間議員。

議員(佐久間勇君) はい、ちょっと、竹内議員とダブるかもしれませんが、ちょっとお聞きいたします。

未納債権の放棄ということで、時効に伴うということで、その概ね96%が所在不明ということで、追いかけていけないと。それで契約結ぶには身元確認もとっていないということで、もうこれ追いかけていけないと思うんですが、だけでも、ちょっと考え方を変えますとですね、

例えばアパートに暮らしていて、また借家に暮らしていてっていう人で、お金はあるんだけど、払い込みをしようと思ったけども、その払い込みの期限がもう切れちゃったよ、というような話を聞くんです。ちょっとその点をちょっとお聞きしたいんです。この納入期限っていう払い込むためのことに対して納入期限っていうものがあるんですか。

参事(業務課長)(花澤吉敬君) はい、議長。

議長(佐藤麗子君) 花澤業務課長。

参事(業務課長)(花澤吉敬君) はい、通常ですね、月初めにいわゆる検針を行いまして、水量の方を確認して、その月の20日にですね、納付書をお送りしまして、いわゆる納入期限といたしましては、その月末になってございます。以上です。

議員(佐久間勇君) はい。

議長(佐藤麗子君) 佐久間議員。

議員(佐久間勇君) はい、それでですね、その納入期限を過ぎたものではもう使えないというようなこともちょっと聞いたんです。そこでです、私は口座からの引落しをされているからあまりそういうことはわかりませんが、その支払いの方法というのが、他の方法も考えられるのではないかなと思うんです。

最近ですね、なんとかペイとかって色々あって、クレジットカード、クレジット決済ということで、ポイントも付与してクレジット決済をするって形だと、若者層は割とクレジットからの引落しでポイントが貯まるからっていうことでやっているようなことを聞くんです。

それで今もその水道料金に対して払込みに行く手続きが面倒だということも聞きますので、ここはちょっと、払えない、本当に払うお金がないとかっていうことに対しては、取りようがないかもしれませんが、今までのその所在不明という話でいくと、払える人でも納付の期限が切れてしまったとか、どっかへもう転居したとかっていうことで、小さな金額でも累積するとこれだけの額になりますので、クレジット決済、ポイントをつけてのクレジット決済というのも考えられると思うんですが、その辺はどうお考えですか。

参事(業務課長)(花澤吉敬君) はい。

議長(佐藤麗子君) 花澤業務課長。

参事(業務課長)(花澤吉敬君) はい、まず今御質問、支払方法の拡充としてポイントの付与をするクレジット決済の導入という御質問だと思います。

令和2年度の収納実績において支払方法ごとに見てみますと、口座振替につきまして70.8%、コンビニ払いが24.3%、金融機関窓口払いが3.6%、営業所の窓口払いが1.3%となっております。約7割が口座振替によって支払われている計算になります。

クレジットカードを利用して代金の支払いを行う場合ですね、通常その代金を受け取る側がいわゆる加盟店手数料という形で、利用代金の一定量の手数料を負担するシステムとなっております。クレジット決済の導入を考えると、かずさ水道広域連合企業団が負担することとなるであろう加盟店手数料を試算いたしますと、仮に、先ほどの、口座振替の7割以外の納付書払いの利用者である3割がクレジット決済に移行したと、ちょっと乱暴ですが計算してみますと、8千万円以上の手数料が発生する試算になってございます。

また、導入するにあたりましては、大規模なシステム改修費が発生するものが予想されません。クレジット決済の一般的な手数料の料率でいきますと、利用額の約3%と言われており、一回の利用が3万円とすると、900円の手数料がかかることとなります。この手数料の中から、カード会社がポイントとして利用者に還元するシステムでございます。

クレジット決済につきましては、手数料等の導入費用の負担が増えるだけではなくて、システムがちょっと煩雑になることも予想されまして、費用対効果の面からも、クレジット決済の導入は慎重に判断すべきと考えてございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、支払いの際にキャッシュレス化等もですね、現在、有効性が注目されているところでもありますことから、既に各市域の方も税等では導入されているところではございますが、当企業団におきましても、令和4年4月にスマートフォンを利用したペイペイなどのマルチペイメントを導入いたしまして、キャッシュレス化を推進してまいりますので御理解くださるようお願い申し上げます。以上です。

議員(佐久間勇君) はい、わかりました。ありがとうございます。

議長(佐藤麗子君) 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤麗子君) 質疑はないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤麗子君) ないものと認め討論を打ち切ります。

これより議案第3号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(佐藤麗子君) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤麗子君) 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

~~~~~

## 広 域 連 合 企 業 長 あ い さ つ

**議長(佐藤麗子君)** ここで、広域連合企業長から閉会のあいさつがあります。

**広域連合企業長(渡辺芳邦君)** 閉会に当たりまして、一言、お礼のごあいさつを申し上げます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり可決賜り、誠にありがとうございました。

今後とも、議員の皆様様の御指導とお力添えをお願い申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

~~~~~

閉 会

議長(佐藤麗子君) これをもちまして、令和4年2月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(令和4年2月15日 午後4時1分)

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

令和4年2月15日

かずさ水道広域連合企業団議会議長 佐藤麗子

同 会議録署名議員 竹内伸江

同 会議録署名議員 吉本充